

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示 の一部を改正する告示案について

1. 背景

- 港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の2の2第1項において、技術基準対象施設は、必要とされる性能に関して省令で定める技術上の基準に適合するように建設、改良、維持しなければならないと規定されている。
- 今般、港湾における防災・減災、国土強靱化施策を進めるにあたり、気候変動及びインフラの老朽化へ対応するため、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成19年国土交通省令第15号）第4条第6号の規定に基づき、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成19年国土交通省告示第364号。以下「告示」という。）について、所要の改正を行うこととする。

2. 概要

- （1）告示第2条第3項第2号関係（新設）
気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方を維持管理計画等に定めることを標準とする。
- （2）告示第2条第6項及び第6条第3項関係
施設の供用期間を変更した場合、維持管理計画等を変更することを標準とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年12月
施 行：令和8年4月1日（水）